

地方税法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 地方税法施行令に関する事項

一 道府県民税及び市町村民税

1 所得控除の対象となる医療費の範囲に介護福祉士等が診療の補助として行う喀痰吸引等かくたんに係る費用の自己負担分を追加すること。（第七条の十四及び第四十八条の七関係）

2 給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を光ディスク等により市区町村に提出する場合における市区町村長の承認についてを定めること。（第四十八条の九の八関係）

二 事業税

電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する賦課金を追加する措置を講ずること。

三 不動産取得税

1 老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業及び

認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する不動産に係る不動産取得税の非課税措置について、その対象となる事業に複合型サービス福祉事業を追加すること。（第三十六条の十関係）

2 新関西国際空港株式会社等が、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律に規定する事業の用に供する一定の不動産に係る不動産取得税の非課税措置について、その対象となる不動産の細目を定めること。（第三十七条の五の二関係）

3 生前一括贈与により取得する農地等に係る徴収猶予措置について、徴収猶予を十年以上（貸付け時において六十五歳未満である場合には、二十年以上）受けている者が、農業経営強化促進法の規定に基づき農地等の貸付けを行い徴収猶予の継続が認められている場合に、都道府県知事に提出する届出書に関する細目等を追加すること。（附則第十条関係）

4 特例民法法人から移行した一定の一般社団法人又は一般財団法人が平成二十一年十二月一日前から設置している図書館、博物館及び幼稚園において直接その用に供する不動産に係る不動産取得税の非課税措置について、その対象となる法人の細目を定めること。（附則第二十三条関係）

5 居住困難区域内に所在していた家屋に代わるものとして取得された家屋に係る不動産取得税の課税

標準の特例措置について、その対象となる所有者の細目を定めること。（附則第三十一条関係）

6 居住困難区域内に所在していた家屋の敷地の用に供されていた土地に代わるものとして取得された土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、その対象となる所有者の細目を定めること。（附則第三十一条関係）

7 居住困難区域内に所在していた農用地に代わるものとして取得された農用地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、その対象となる所有者の細目を定めること。（附則第三十一条関係）

8 東日本大震災により被災した鉄道事業法に規定する第一種鉄道事業者が、東日本大震災により鉄道事業の用に供することができなくなった鉄道施設であつて同法に規定する鉄道事業の休止等の届出に係るものに代わるものとして取得された土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、その対象となる鉄道施設等の細目を定めること。（附則第三十一条の二関係）

四 自動車取得税

1 対象区域内用途廃止等自動車に代わるものとして取得された自動車に係る自動車取得税の特例措置について、その対象となる者の範囲を対象区域内用途廃止等自動車又は対象区域内用途廃止等自動車

に該当することとなった対象区域内自動車の自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が法人である場合における合併法人等とすること。（附則第三十二条関係）

五 軽油引取税

- 1 次に掲げる軽油の引取りについて、課税免除の特例措置の対象から除外すること。（附則第十条の二の二関係）

- 一 電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者で総務省令で定めるものが同法第二条第二号に規定する電気通信設備で総務省令で定めるものの電源の用途（通常の電力の供給が断たれた場合その他総務省令で定める場合の用途に限る。）に供する軽油の引取り

- 二 放送法第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者又は同条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者が同法第二条第一号に規定する放送の用に供する施設で総務省令で定めるものの電源の用途に供する軽油の引取り

- 三 建設用粘土製品製造業を営む者が建設用粘土製品（粘土かわら及び陶管に限る。）の製造工程に

おける焼成及び乾燥の用途に供する軽油の引取り

四 鉄鋼業を営む者がペレット、連続鑄造鋼片、条鋼等の製造工程における熱処理、焼鈍、加熱及び乾燥の用途に供する軽油の引取り

五 自動車教習所業で総務省令で定めるものを営む者が当該者の道路交通法第九十九条第一項の規定により指定を受けた同法第九十八条第一項に規定する自動車教習所において自動車の運転に関する技能の教習のために使用する教習指導員等が危険を防止するための応急の措置を講ずることができ、る装置等を備えた機械の動力源の用途に供する軽油の引取り

六 ゴルフ場業を営む者がゴルフ場において専ら当該ゴルフ場の整備のために使用する芝生を刈り込むための装置を備えた機械、刈り込んだ芝生を回収するための装置を備えた機械等の動力源の用途に供する軽油の引取り

2 課税免除の特例措置に係る軽油の引取りを行おうとする者であることを証する書面の有効期間は、道府県知事が定める期間を経過する日が平成二十七年三月三十一日以後に経過する場合には、同日とすること。（附則第十条の二の二関係）

六 固定資産税及び都市計画税

- 1 老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その対象となる事業に複合型サービス福祉事業を追加すること。（第四十九条の十五関係）
- 2 新関西国際空港株式会社が所有し、又は関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律に規定する指定会社から借り受ける固定資産のうち、直接本来の事業の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産の細目を定めること。（第五十二条の十の七関係）
- 3 鉄道事業者等がその事業の用に供する鉄道施設等を高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合させるために実施する一定の鉄道駅等の改良工事により取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産の細目を定めること。（附則第十一条関係）

4 北海道旅客鉄道株式会社等が所有し又は借り受けている一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産から、借り受ける固定資産のうち旅客自動車運送事業の用に供するものを除外すること。（附則第十一条の二関係）

5 居住困難区域内に所在していた家屋の敷地の用に供されていた土地で平成二十三年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたものに代わるものとして取得された土地を住宅用地とみなす固定資産税及び都市計画税の特例措置について、その対象となる所有者の細目を定めること。（附則第三十三条関係）

6 居住困難区域内に所在していた家屋に代わるものとして取得された家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、その対象となる所有者の細目を定めること。（附則第三十三条関係）

7 居住困難区域内に所在していた償却資産に代わるものとして取得された償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる所有者の細目を定めること。（附則第三十三条関係）

1 対象区域内用途廃止等軽自動車等に代わるものとして取得された軽自動車等に係る軽自動車税の特例措置について、その対象となる者の範囲を対象区域内用途廃止等軽自動車等又は対象区域内用途廃止等軽自動車等に該当することとなった対象区域内軽自動車等の自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が法人である場合における合併法人等とすること。（附則第三十四条関係）

八 事業所税

社会福祉法に規定する社会福祉事業の用に供する一定の施設に係る非課税措置について、対象となる事業に同法に掲げる複合型サービス福祉事業を追加すること。（第五十六条の二十六の五関係）

第二 その他

1 その他所要の規定の整備を行うこと。

2 前記第一の二、第一の三の二及び第一の六の二の改正は平成二十四年七月一日から、第一の一の二の改正は平成二十六年一月一日から、その他の改正は平成二十四年四月一日から施行すること。